

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-53号
2	公募日	令和8年4月13日
3	契約担当者	能代市長 齊藤 滋 宣
4	件名	鶴形地域センターAED賃貸借
5	設置場所	鶴形地域センター
6	賃貸借期間	令和8年7月1日～令和13年6月30日(長期継続契約)
7	当該業務の主管課	企画部 市民活力推進課 電話番号 0185-89-2212 ファクシミリ番号 0185-89-1770
8	物品又は委託の種別	使用料及び賃借料(単価入札)
9	主な仕様(概要)	AED賃貸借 1台 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「市内物品等業者」で登録されている者であること (2) 能代市内に契約の締結できる営業所を有していること (3) 本市の指名停止措置を受けていないこと (4) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)第39条第1項及び同条第2項の規定により、高度管理医療機器等貸与業の許可を受けた者であること
11	入札に関する注意事項	入札は単価入札(1ヵ月あたりの税抜き金額)とする
12	入札予定日	令和8年4月24日 (金) 午前11時20分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり (2) 参加申込書に次の書類(写し可)を添付すること ・10(5)の許可を受けていることを証する書類 (3) 本入札に係る契約は地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約であり、この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができるものとする

入札スケジュール 件名：鶴形地域センターAED賃貸借

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年4月13日（月）正午から 令和8年4月15日（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年4月13日（月）正午から 令和8年4月15日（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年4月13日（月）正午から 令和8年4月17日（金）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年4月17日（金）午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年4月21日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年4月24日（金）午前11時20分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿登録番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2-53号		
物 品 (業 務) 名	鶴形地域センターAED貸貸借		
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名		
	電 話 番 号		F A X 番 号

入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

件 名	鶴形地域センターAED賃貸借
入 札 金 額	1 ヲ月あたり円
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	1 台分

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認められた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、1枚（1回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第127条の規定による。

7 その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460

仕様書

市民活力推進課

1 件名

鶴形地域センターAED貸貸借

2 設置場所・台数

鶴形地域センター 1台

3 必要機能

- ① 医療用具（除細動機）として薬事法上の承認を得ていること
- ② JRCガイドライン2020に準拠し、日本語取扱説明書付きであること
- ③ 通電波形は二相性（バイフェーズック）で通電できることとし、出力エネルギーは常に200J以下であること
- ④ エネルギー量は、漸増式であること（Class II a）
- ⑤ 電極パッドは本体に接続された状態で本体内に保管されていること
- ⑥ 電極パッドは成人／小児（未就学児）で使用できること
- ⑦ 成人・小児の出力エネルギーを本体で切替できること
- ⑧ 電極パッドは、納入より24ヶ月以上の期限があること
- ⑨ 毎日、AED本体・電極パッド・バッテリーについてセルフテストを行い、AEDの使用可否をステータスインジケータに表示し、目視にて確認できること
- ⑩ 本体の防塵・防水の外装保護はIP66以上であること
- ⑪ 本体は-5℃から待機（設置）が可能であること
- ⑫ 初回の電気ショックで成功しなかった場合、二回目は出力を上げる「出力エスカレーション機能」を有していること
- ⑬ AEDが心電図を調べた結果、電気ショックが必要と判断した場合にはカウントダウンの後、装置が自動で電気ショックを実施する機能を有すること
- ⑭ AED本体に液晶ディスプレイを有し、音声ガイドと同期したタイミングでAEDの操作方法および救命手順をイラストとテキスト文字で表示すること
- ⑮ 付属のリモート監視端末は、施設の電源や通信回線などを使用せず、無線で通信ができ、純正キャリングバッグ内に収納できること
- ⑯ AED本体および電極パッドは日本国内の工場で製造されたものであること
- ⑰ 保守点検や故障対応に速やかに対応するため、機器メーカーは秋田県内に拠点を有するとともに、機器メーカーの社員が直接訪問して対応可能であること

4 消耗部材（長期継続契約期間中に交換を要する消耗部材の数量）

定期交換部材（※AED1台あたりの合計数量）

- ① 電極パッド 4組（1組＝2枚、導入23ヶ月後（2組）及び47ヶ月後（2組）に交換）

- ② バッテリー 1個（導入から47ヶ月後に交換）

使用時交換部材（※AED1台あたりの合計数量）

- ① 電極パッド 1組（1組2枚）

② バッテリー 1 個 (※交換目安のバッテリー残量となった場合)

5 その他

- (1) 搬入、設置に関する諸経費は、全て含む
- (2) 新品を納品し、納品時に機器等の操作説明を行うこと
- (3) 破損・故障時（故意及び使用者の重過失、天災、盗難等は除く）等の場合、機器の代品補充対応の費用を含む
- (4) 消耗部材（長期継続契約期間中に交換を要する消耗部材の数量）及び交換作業費用を含む
- (5) 納入時に発生した梱包材等及び旧機器は、持ち帰り適正に処分しその費用も含む

◎賃貸借期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日までの長期継続契約とする